# JIS Q 15001:2006 をベースにした 個人情報保護マネジメントシステム実施のためのガイドライン [第2版] 正 誤 票/新旧対照表

この正誤票/新旧対象表は第 2 版第 1 刷~第 12 刷に対するものです。 お詫びして訂正いたします。

お手持ちの本書の<u>刷数</u>をご確認の上、対応する箇所をご覧ください。

#### ●第1刷~第2刷に対する正誤票

(第3刷以降の正誤票/新旧対照表で、追加の修正点もご確認ください。)

(3) 0		内無衣で、 但加り修正点もご推覧	
	位 置	誤	正
p.36	4 の表 審査の着眼点の欄	・登記 <u>簿謄本(抄本)</u> 等	·登記 <u>事項証明書</u> 等
	最終行		
p.46	審査の着眼点	・登記 <u>簿謄本(抄本)</u> 等	・登記 <u>事項証明書</u> 等
	1番目の欄 最終行		
p.58	審査の着眼点	代表者の承認を	代表者 (又は代表者としての権
	2番目の欄 3行目		<u>限を委任されている者)</u> の承認
			<u></u> <del>E</del>
p.64	審査の着眼点	・登記 <u>簿</u>	・登記 <u>事項証明書</u>
	1番目の欄 最終行		
p.74	審査の着眼点の欄	指定機関)	指定 <u>審査</u> 機関)
	7 行目		
p.79	審査の着眼点	取得しているかは,	取得しているか <u>どうか</u> は,
	1番目の欄 8行目		
	文書審査の項目	<u>第三者から 3.4.2.5 により</u> 個人	本人以外から個人情報を
	2番目の欄 1~3 行目	情報を	
	審査の着眼点	①提供元又は委託元記述	①提供元又は委託元が個人情
	2番目の欄 2~4 行目	している必要がある。	報を適切に取り扱っているこ
		(右記に差替え)	とを確認する旨を記述してい
			ること。
p.104	下から8行目	登記 <u>簿</u> 等の	登記事項証明書等の
p.130	下から5行目	実施されているかが審査の	実施されているか <u>どうか</u> が審
			査の
p.161	審査の着眼点	実施している <u>必要がある</u> 。	実施している <u>こと</u> 。
	2番目の欄 3行目		
p.191	審査の着眼点	<u>※JIS</u> のどこに	<u>※内部規程</u> のどこに
	3番目の欄 4行目		

### ●第3刷に対する正誤票

(第4刷~第8刷以降の正誤票/新旧対照表で、追加の修正点もご確認ください。)

位置	誤	正
p.105 上から 8 行目	個人情報保護法第 23 条	個人情報保護法第 16条
p.119 審査の着眼点の欄	<b>※</b> 1 ただし書き <u>d)</u> の「共同して	<b>※</b> 1 ただし書き <u>f</u> )の「共同して
1 行目	利用する者の範囲」は,	利用する者の範囲」は,
p.119 審査の着眼点の欄	<b>※</b> 3 ただし書き <u>d)</u> の「当該個人	<b>※</b> 3 ただし書き <u>∯</u> の「当該個人
13 行目	情報の管理について責任を有	情報の管理について責任を有
	する者の氏名又は名称」とは,	する者の氏名又は名称」とは,
p.145 望ましい手法の例示	独立行政法人情報セキュリテ	独立行政法人情報処理推進機
の欄 2~3 行目	<u>ィ</u> 推進機構(IPA)	構(IPA)
p.196 審査の着眼点の欄	最上位規程と JIS との対応を	最上位規程と JIS との対応を監
4行目	監査しても意味がない。	査 <u>するだけでは不十分である。</u>

●第4刷~第8刷に対する新旧対象表 (参照する法令・ガイドライン等の改正による修正です。) (第9刷~第10刷以降の正誤票で,追加の修正点もご確認ください。)

	旧	新
p.54 審査の着眼点の欄	3)「雇用管理 <u>に関する</u> 個人情報	3)「雇用管理 <u>分野における</u> 個人
12~15 行目	の適正な取扱いを確保する	情報 <u>保護に関するガイドラ</u>
	ために事業者が講ずべき措	<u>イン</u> 」(厚生労働省, 平成 <u>24</u>
	置に関する指針」(厚生労働	年 <u>5</u> 月)
	省,平成 <u>16</u> 年 <u>7</u> 月)	
p.54 審査の着眼点の欄	4)「雇用管理に関する個人情報	4)「雇用管理に関する個人情報
16~19 行目	のうち健康情報を取り扱う	のうち健康情報を取り扱う
	に当たっての留意事項 <u>につ</u>	に当たっての留意事項」(厚
	<u>いて</u> 」(厚生労働省 <u>労働基準</u>	生労働省,平成 <u>24</u> 年 <u>6</u> 月)
	<u>局長</u> ,平成 <u>16</u> 年 <u>10</u> 月)	
p.81 下から 2~1 行目	康情報を取り扱うに当たって	康情報を取り扱うに当たって
	の留意事項 <u>について</u> 」(厚生労	の留意事項」(厚生労働省,平
	働省 <u>労働基準局長</u> ,平成 <u>16</u> 年	成 <u>24</u> 年 <u>6</u> 月 <u>11</u> 日)
	<u>10</u> 月 <u>26</u> 日)	
p.150 上から 8~10 行目	「雇用管理 <u>に関する</u> 個人情報	「雇用管理 <u>分野における</u> 個人
	の適正な取扱いを確保するた	情報保護に関するガイドライ
	めに事業者が講ずべき措置に	<u>ン</u> 」(平成 <u>24</u> 年厚生労働省告示
	<u>関する指針</u> 」(平成 <u>16</u> 年厚生労	第 357号)第 10の1に規定す
	働省告示第 <u>259</u> 号) 第 <u>三九</u>	る「雇用管理情報の取扱い
	<u>(一)</u> に規定する「雇用管理 <u>に</u>	
	関する個人情報の取扱い	

### ●第9刷~第10刷に対する正誤票

(第11刷~第12刷以降の正誤票/新旧対照表で、追加の修正点もご確認ください。)

位 置	誤	正
p.170 審査の着眼点	・開示対象個人情報を本人が知	・開示対象個人情報 <u>について、</u>
下から7行目	り得る状態	<u>a)~f)の事項</u> を本人が知り得
		る状態

## ●第 11 刷~第 12 刷に対する新旧対象表(参照する法令・ガイドライン等の改正による修正です。)

- // 1	位 置	利口対象表(参照する伝で・ガイト	新
p.54	審査の着眼点の欄	なお,以下の1)~ <u>4)</u> は必須	なお,以下の1)~ <u>6)</u> は必須と
	5 行目	とする。	
p.54	審査の着眼点の欄	15年5月)	15年5月 <u>改正有</u> )
	7 行目		
p.54	審査の着眼点の欄	年 10 月制定,以後原則として	年 10 月制定,改正有)
	11 行目	毎年改定)	
p.54	審査の着眼点の欄	成 <u>24</u> 年 <u>5</u> 月)	年 <u>16</u> 年 <u>7</u> 月 <u>制定,改正有</u> )
	14 行目		
p.54	審査の着眼点の欄	平成 <u>24</u> 年 <u>6</u> 月)	平成 <u>16</u> 年 <u>10</u> 月 <u>制定,改正有</u> )
	17 行目		
p.54	審査の着眼点の欄	右記を追加	5)「行政手続における特定の個
	17 行目と 18 行目の		人を識別するための番号の
	間		利用等に関する法律」(平成
			25 年 5 月,改正有)
			6)「特定個人情報の適正な取扱
			いに関するガイドライン
			(事業者編)」(特定個人情
			報保護委員会,平成 26 年
			12 月制定,改正有)
p.81	下から 2~1 行目	平成 <u>24</u> 年 <u>6</u> 月 <u>11</u> 日)の第 3	平成 <u>27</u> 年 <u>11</u> 月 <u>30</u> 日)の第 3
		の <u>4</u> に,	の8に,
p.83	審査の着眼点の欄	※1 社員については、採用後の	※1 社員については、採用後の
	下から8~7行目	健康診断書の取得は	健康診断書,ストレスチェ
			<u>ック制度における面接指</u>
			<u>導の結果</u> の取得は
p.149	上から 7~24 行目	なお,経済産業省過剰反応	したがって、派遣元との間で非
		<u>である。</u>	開示契約を締結することも、人
			的安全管理措置の一つといえ
			<u> 3.</u>
p.150	上から 9 行目	(平成 24年厚生労働省告示第	(平成 <u>27</u> 年厚生労働省告示第
		357号)	<u>454</u> 号)